

# 修繕請負契約書(案)

- 1 件 名 実習棟の重量シャッター修繕工事
- 2 履行場所 沖縄県立浦添職業能力開発校（浦添市大平531番地）
- 3 履行期間 契約締結日 ～ 令和8年1月30日
- 4 契約金額 金 円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円  
(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項  
及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に  
基づき算出したもので、契約金額に110の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 (沖縄県財務規則第101条の規定による)
- 6 特約事項 なし

上記の修繕業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

(発注者) 浦添市大平531番地

沖縄県立浦添職業能力開発校

校 長 島 尻 和 美

(受注者)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書の条項及び仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。

2 前項仕様書に明記されていないものがある場合は、発注者受注者協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

3 この契約に関し仕様書に特別の定めがある場合を除き、施工方法等業務目的を完遂するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。

4 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人にもらしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、発注者が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。

3 受注者は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 受注者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を発注者に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

5 受注者は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が発注者に損害を与えた場合、受注者はその損害を賠償しなければならない。

6 受注者が第1項から第4項に違反したときは、発注者は本契約を解除することができる。これにより受注者又は受注者が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、発注者は賠償責任を負わないものとする。

(業務内容の変更等)

第4条 発注者は、必要がある場合には修繕業務の内容を変更し、若しくは修繕業務を一時中止し、またはこれを打ち切ることができるものとする。この場合において、契約額または履行期間を変更する必要がある時は、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(第三者に及ぼした損害)

第5条 業務の処理について、第三者に損害を及ぼした時は、受注者の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者が負担する。

(検査及び引渡し)

第6条 受注者は、当該修繕業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して仕様書に定める提出書類一式を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の提出書類一式を受領したときは、直ちに検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり修繕業務の補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者による再検査を受けなければならない。

(契約金の支払い方法)

第7条 受注者は、前条2項または3項の検査に合格したときは、発注者に対して契約金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の支払いの請求があったときは、適正な請求を受けた日から30日以内に契約金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第9条 引き渡された目的物に関し、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 2 発注者は第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 3 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 4 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 5 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは第1項の規定に

かかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときはこの限りでない。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な事由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (4) この契約の履行に関し、受注者またはその代理人、使用人等に不正行為があったとき。
- (5) 第11条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に被害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなど認められるとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、契約金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第11条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

- (1) 発注者が契約金の支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告してもなお支払いに応じないとき。
- (2) 前号のほか、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(履行遅滞)

第13条 発注者は、契約の相手方が期間内にその義務を履行し終らないため期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他受注者の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(違約金等の徴収)

第14条 受注者がこの契約に基づく違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(労働関係法令の遵守、報告等)

第15条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときには、乙に対して委託業務の運営及び実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第16条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項は、関係法令によるほか、必要に応じて発注者受注者協議して定めるものとする。